



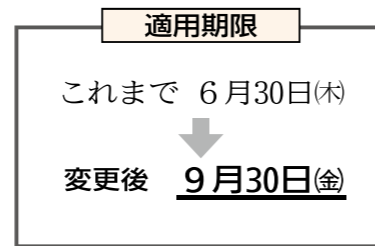
information  
医療保険

問合せ  
医療保険係 ☎32-2214  
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る  
傷病手当金(給与受給者)及び傷病給付金(個人事業主)  
の適用期限の変更



厚生労働省から、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金(給与受給者)の適用期限を9月30日(金)までとする通知がありました。また、市独自で行なっている傷病給付金(個人事業主)の適用期限についても同様に適用期限を延長します。  
※申請する前に医療保険係まで、お問い合わせください。



国民健康保険被保険者証の更新

現在お使いの国民健康保険の被保険者証の有効期限は、7月31日(日)です。新しい被保険者証は、**7月下旬に郵送します**。被保険者証が届きましたら、被保険者証の内容に誤りがないかご確認ください。

有効期限にご注意ください

次に該当される方は有効期限が異なります。  
▶75歳になり後期高齢者医療制度へ移行する方  
▶70歳になり高齢受給者証が該当になる方

取扱い上の注意

- 紛失に注意し、大切に保管してください。
- 有効期限を過ぎた被保険者証は使用できません。
- ほかの健康保険に加入した方は、国民健康保険被保険者証は使用できません。資格喪失の届け出をしてください。
- 他人との被保険者証の貸し借りは絶対にやめましょう。不正使用は違法です。

後期高齢者医療制度保険証(被保険者証)の一斉更新

- 今年(令和4年)は保険証のみ年2回更新があります。
- 1回目の有効期限が令和4年9月30日(金)までの保険証→7月更新
  - 2回目の有効期限が令和5年7月31日(日)までの保険証→9月更新



現在ご使用の黄緑色の保険証と橙色の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)・限度証(限度額適用認定証)の有効期限は7月31日(日)です。8月以降は使用できません。

新しい保険証について

7月中に交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。  
※有効期限は、令和4年9月30日(金)です。  
※窓口負担割合の見直しに伴い、9月中にすべての方に新しい保険証を交付します。(負担割合が変更とならない方を含む)  
※紛失や汚れたときは再発行します。医療保険係までお申し出ください。

減額認定証および限度証について

- 引き続き交付対象となる方…7月中に交付します。8月1日からは水色の減額認定証および限度証をご使用ください。
- 新たに必要となる方…**交付要件**に該当するかご確認のうえ、医療保険係へ申請してください。



information  
市税等収納向上

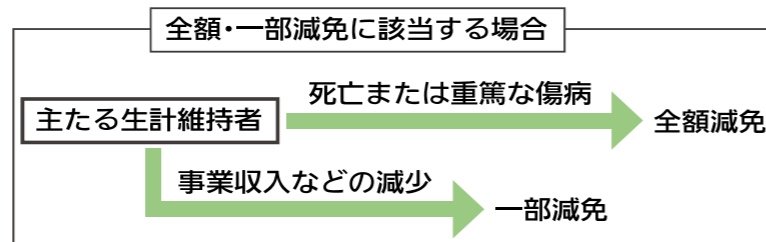
問合せ  
納税係 ☎32-2219

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
「国民健康保険税」・「後期高齢者医療保険料」・  
「介護保険料」の納付が困難な方へ

【今月の納税】

固定資産税・都市計画税	第2期
国民健康保険税	第1期
後期高齢者医療保険料	第1期
納期限	8月1日(日)まで

事業の休廃止、失業などの理由で著しく収入が減少し、生活が困難となり、一時的に納付することができなくなった場合は、申請することで「減免」できる制度があります。ただし、税金と保険料それぞれに要件や審査・期限などが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。



申請先・窓口

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】  
国保賦課徴収係 ☎32-2214

【介護保険料】 介護保険係 ☎32-2217

必要書類

- ▶申請書(各担当窓口にあります)
- ▶収入や預貯金などがわかる資料
- ※提出が難しい場合は、口頭も可
- ※法人の場合、税理士事務所に提出の法人事業概況説明書などで代用可
- ▶印鑑
- ▶医師の診断書など(死亡または重篤な傷病を負った世帯)

区分Ⅱまたは区分Ⅰに該当する方

減額認定証の交付要件	区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
	区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、次のいずれかに該当する方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯全員の所得が0円の方</li> <li>※公的年金控除は80万円を適用</li> <li>※給与所得がある場合、その額から10万円を控除</li> <li>○老齢福祉年金を受給されている方</li> </ul>

限度証の交付要件

現役並みⅡまたは現役並みⅠに該当する方 ※現役並みⅢは交付要件の該当になりません	
現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅡ・Ⅲに該当せず、3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方